

債権差押命令申立添付書類等一覧表

- ・個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないでください。
- ・申立書及び添付書類等は、大型封筒やクリアファイルにひとまとめに入れて提出して下さい。
- ・申立書には、連絡先の電話番号・FAX番号・担当者名を必ず記入して下さい。
- ・当事者目録には、それぞれの住所に対応する郵便番号を正確に記載して下さい。
- ・利息・損害金等につき年365日の日割計算特約がある場合は、請求債権目録に必ず記載してください。
- ・今後各種書面で使用する印鑑は、申立書で使用したものと同一のものに統一してください。

<input type="checkbox"/> 申立書	申立書・当事者目録・請求債権目録・差押債権目録を左の順番でA4版左綴じの上押印し、申立書の下にページ数を書いてください。
------------------------------	--

<input type="checkbox"/> 申立手数料	債権者の数、債務者の数又は債務名義（判決、仮執行宣言付支払督促、和解調書等）の数×4,000円の収入印紙 が必要です（収入印紙に消印・割印したものは 無効 となります）。債権者の数、債務者の数及び債務名義の数がそれぞれ1名の場合の申立手数料は4000円となります。
--------------------------------	--

申立書添付書類

<input type="checkbox"/> 執行力ある債務名義の正本	債務名義とは、「判決」、「仮執行宣言付支払督促」、「和解調書」、「調停調書」、「家事審判」等です。 ほとんどの場合、 執行文 が必要となりますので、債務名義の正本を作成した裁判所に執行文の付与申請をして、債務名義に執行文を付けてもらってください。 なお、債務名義に誤り等があつて更正されている場合には、その更正決定正本又は更正処分正本、更正決定正本又は更正処分正本の送達証明書（主文の更正の場合は確定証明書も必要です。）を添付する必要があります。
<input type="checkbox"/> 送達証明書	債務名義が債務者に送達されたことを証明する書類です。 債務名義の正本を作成した裁判所に送達証明の申請をし、証明書を取得してください。
<input type="checkbox"/> 商業登記事項証明書（3か月以内）	当事者の中に法人（株式会社、有限会社など）がいる場合に、法人の本店所在地・商号・代表者の氏名を把握するために必要です。 最寄りの法務局に商業登記事項の証明申請をして取得してください。
<input type="checkbox"/> 住民票、戸籍謄本（1か月以内）	債務名義に記載された当事者の住所・氏名が現在の住所・氏名と異なる場合に、そのつながりを明らかにするために必要です。 当事者目録に現在の住所・氏名を記載し、次行に債務名義上の住所・氏名（判決等に記載してある住所又は氏名）を併記してください。
<input type="checkbox"/> 陳述催告の申立書	差し押さえた債権の存否や金額等といった具体的な内容を知るために、第三債務者から差押債権の存否等を報告してもらうための申立てです。
<input type="checkbox"/> 郵便切手	当事者への送達等費用 合計2,941円分 を予納してください。 内訳1,145円（第三債務者への送達費用 $500 \times 2 + 100 \times 1 + 10 \times 4 + 5 \times 1$ ）（※） 1,099円（債務者への送達費用 $500 \times 2 + 94 \times 1 + 5 \times 1$ ） 519円（陳述書返送費用 $500 \times 1 + 10 \times 1 + 5 \times 1 + 2 \times 2$ ）（※） 94円（債権者への差押命令等送付費用 94×1 ） 84円（債権者への陳述書送付費用 84×1 ） ※第三債務者が1名増えるごとに計1,664円分（1,145円+519円内訳は上記の通り）、債務者が1名増えるごとに1,099円分（内訳は上記の通り）の郵便切手を追加してください。 ★全額執行費用として計上できます。

問い合わせ先

〒880-8543

宮崎市旭二丁目3番13号 宮崎地方裁判所民事部債権執行係

電話0985-60-0389